

## 政策Ⅱ 互いに支えあうまちづくり

### 施策① 子育て支援の充実

#### 施策の目的

子どもを持ちたいという気持ちが必要に育まれるよう誰もが安心して出産、子育てができる環境を整備するため、子育てについての男女共同参画意識の啓発や子育て支援のための多様なサービスの充実に取り組みます。

#### 現況と課題

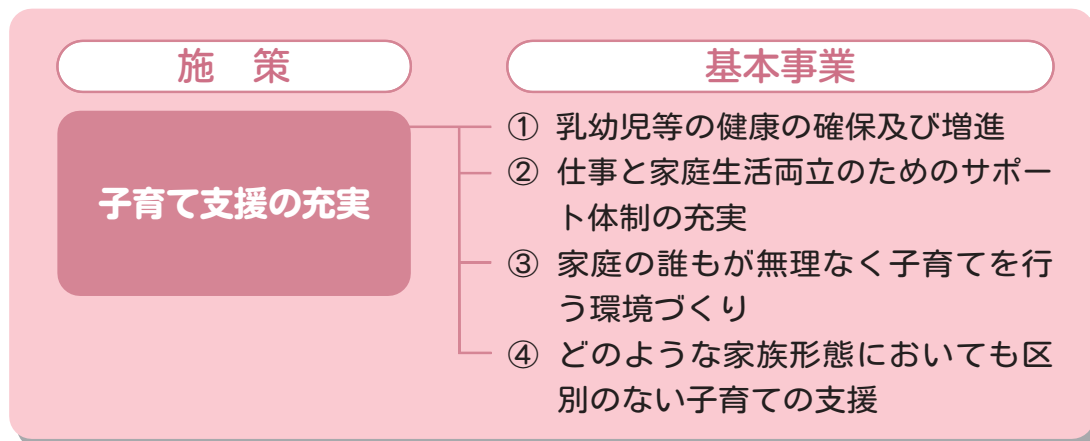
平成17年度に実施した「市民意識調査」によると、育児や学校行事への参加など子育てを行っているのは約50%の人が女性（妻あるいは母）と回答しているのに対し、男女（夫婦）同程度と回答した人は約20%にすぎない結果となっています。家庭内の役割の多くは、社会慣行上、女性が担う傾向が強く仕事を持つ女性にとって大きな負担となっています。

少子化、高齢化、核家族化が進んでいる中、就労する女性の増加、地域連帯意識の希薄化などで子育てをめぐる環境も変わりつつあり、孤立による育児不安や虐待など様々な問題が生じています。

こうした、女性に偏りがちな家事・育児・介護などの負担を家族が共に協力し合うとともに、社会全体で支援していく環境を推進していくことが重要です。

次代を担う子どもを安心して産み、子育ての喜びや楽しみを見出すことができる社会を目指した環境整備が必要です。

#### 施策の体系



## 基本事業

### ① 乳幼児等の健康の確保及び増進

健やかな子どもの育成を支援するため、母子保健事業を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
54	乳児訪問等による相談事業	乳児の疾病や異常を早期発見し治療に結びつけるための乳児訪問等を拡充し、母親等の育児不安の軽減、虐待ハイリスク者の早期発見と支援開始を目的に、訪問件数、相談内容の向上を図ります。	健康増進課	◎	
55	乳幼児健康診査	身体発育が不完全な乳幼児に予防措置として異常の有無を早期に確認し、必要に応じて適切な指導を行い、乳幼児の健康の保持、増進に努めます。	健康増進課	◎	
56	子育て支援(育児サークル)	就学前の子どもやその家族を対象に、サークル活動を通じて親子のふれあいを深め、母親間の仲間づくりを促します。	健康増進課 こども課	◎ ○	○
57	児童センターの利用促進	児童センターの機能の充実をCSO等との協働で図り、健康に関する講座や活動体験を充実させます。	こども課	◎	○
58	外国語版母子健康手帳の交付	在住外国人に、妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録となる母子健康手帳の外国語版を交付します。	健康増進課	◎	

## ② 仕事と家庭生活両立のためのサポート体制の充実

事業所内託児施設の設置の促進や、子育てサポート体制を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
59	託児サービスの拡充	育児期における女性の社会参加を促進するために、各種講演会等の行事の際の託児サービス提供、拡充に努めます。	関係各課	○	○
60	事業所内託児施設の設置促進のための広報・周知	(財)21世紀職業財団等が実施する事業の広報、周知を行います。	商工観光課 こども課	◎ ◎	
61	放課後児童対策の充実	放課後、家に保護者のいない児童の居場所づくりを充実します。	学校教育課	◎	○
62	子育て相互支援事業	通常の保育サービスでは不足しているサービスを提供するために設置された子育てを支援できる人と、支援を受けたい人を結びつけ、地域における子育て支援を実施します。	こども課	◎	○
63	子育てサポーターの養成	子育てサポーター養成講習会を開催します。	こども課	◎	○



### ③ 家庭の誰もが無理なく子育てを行う環境づくり

男女の誰もが家族の一員として責任を分担し、家事・育児・介護などの家庭生活をともに担うことができるよう、男性や祖父母を対象とした育児等に関する情報提供などを充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
64	認定 こども園の設置	幼保一元化の手法について方向性を定め、その実現に向けたモデル園のあり方について検討していきます。	こども課 学校教育課	○ ○	
65	祖父母学級の 実施	新しい育児情報を勉強し、経験を生かした子育て支援に役立ててもらおう学級を開催します。	健康増進課	○	○
8 (再掲)	パパ・ママ教室 の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりを行います。	健康増進課	◎	
66	ファミリー・ フレンドリー 企業の普及促進	企業が、仕事と家庭の両立支援対策の進展度合いを自ら点検できる「両立指標」の周知及び活用の促進等によるファミリー・フレンドリー企業の普及促進を行います。	商工観光課 企 画 課	○ ○	
67	思春期世代に 対する 保育体験の 機会の提供	思春期の児童・生徒を対象に、子育ての楽しさを学ぶ保育体験の場を提供します。	学校教育課 こども課	◎ ◎	



#### ④ どのような家族形態においても区別のない子育ての支援

国際結婚や労働者として在住している外国人や、母子（父子）家庭などが、地域社会の中でともに生きがいを持って生活ができるようにするため、情報提供の充実を図るとともに子育てしやすい環境の整備に努めます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
62 (再掲)	子育て 相互支援事業	通常の保育サービスでは不足しているサービスを提供するために設置された子育てを支援できる人と、支援を受けたい人を結びつける、地域における子育て支援を実施します。	こども課	◎	○
68	外国人への 情報提供の充実	市内の外国人が地域の一員として生活しやすいよう、相談窓口等を充実させ、日常生活支援や外国人向けの情報を提供します。	関係各課	○	
69	民生・児童 委員活動の推進	担当地域内の児童・生徒の生活環境を掌握し、身近な相談者として活動してもらうための支援を行います。	社会福祉課	◎	



## 施策② 多様な形態の家庭への支援

### 施策の目的

ひとり親家庭について生活の自立と安定を促進するため、日常生活面の支援を行うなど、意識啓発も含め、社会全体で支援する体制の充実を図るとともに、高齢者や障害者、在留外国人、その家族など、さまざまな困難を抱える人たちが、自立し、安心して暮らせるよう環境の整備に努めます。

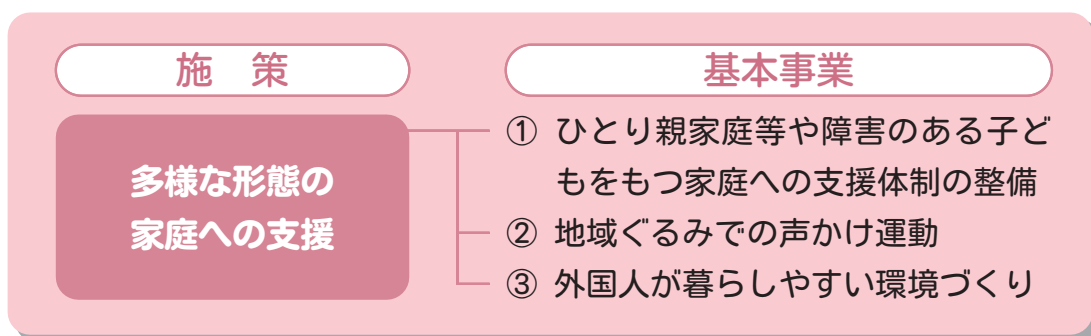
### 現況と課題

小城市でもひとり親家庭など、多様な家族形態の家庭は増加しており、経済面での安定等が課題となっています。そのため、きめ細かな福祉サービスの展開と、自立・就業の支援を含め、総合的な支援対策が必要です。

また、高齢者や障害のある人が社会の一員として、経験を生かし、地域社会との関わりを持ち続け、自分らしく充実した生活をおくれる環境を整備する必要があります。

外国人に対しても差別や偏見をなくし、言葉や宗教、文化、あるいは生活習慣、価値観などの違いを認め合い、あらゆる場で共生することのできる地域社会を形成していく必要があります。

### 施策の体系



## 基本事業

## ① ひとり親家庭等や障害のある子どもをもつ家庭への支援体制の整備

ひとり親家庭に対する子育て支援とともに、それぞれの家庭の状況に対応した支援策を講じます。特に、経済的に不安定な母子家庭に対し、生活の安定と自立を支援する取り組みを充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
61 (再掲)	放課後 児童対策の充実	放課後、家に保護者のいない児童の居場所づくりを充実します。	学校教育課	◎	○
70	地域子育て 支援センター	子育てを社会的に支援することを目的とし、保育園等を活用し子育て相談や、指導、各種行事の開催、地域の子育てサークルへの支援、子育て情報誌の発行等を実施します。	こども課	◎	
71	地域 福祉活動団体の 連携強化	社会福祉協議会を核として民間福祉団体、地域市民などと情報交換が行える場づくりを行い、地域での団体活動の充実と連携を強化します。	社会福祉課	◎	○
72	母子福祉施策の 実施	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭等の生活の安定に努めます。	こども課	◎	
73	自立のための 相談・支援	母子自立支援員が、母子家庭等の相談及び自立の支援を実施します。	こども課	◎	
74	母子家庭等 自立支援の促進	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等技能訓練促進費事業、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成事業等を実施します。	こども課	◎	
75	授産場管理事業	生活保護法上の要保護者や、障害者の就労及び社会参加の促進を支援します。	社会福祉課 高齢障害福祉課	◎ ◎	
76	障害のある 子どもへの支援	児童居宅介護事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児保育等を実施します。	高齢障害福祉課	◎	
77	障害のある 子どもへの 教育支援体制	特別支援教育コーディネーター・生活介助員配置、障害者療育キャンプ等参加助成事業等を実施します。	学校教育課 高齢障害福祉課	◎ ◎	

## ② 地域ぐるみでの声かけ運動

地域のコミュニケーションを深めるため、男女の誰もが家庭、職場、地域などあらゆるところで「あいさつ、声かけ運動」を日常的に、継続的に行い、男女が共に支えあう環境の醸成を図ります。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び 時期	協働
78	あいさつ、声かけ運動の推進	青少年の健全育成と防犯確保のため、家庭、職場、地域などあらゆるところで「あいさつ、声かけ運動」が日常的に、継続的に行われるよう展開を図ります。	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課	○ ◎ ○	○ ○
79	高齢者のひきこもり対策の推進	高齢者の孤独感を解消するため、デイサービス・ふれあいサロンの利用促進、地域での支援活動の促進、サークル活動の参加など地域とのつながりを保ちながら地域での3世代の交流を図ります。	社会福祉課 高齢障害福祉課	○ ◎	○
80	愛の一声運動事業	見守り等の訪問連絡員を配置し、ひとり暮らし高齢者等の孤独感を解消し、安全確保を図ります。	高齢障害福祉課	◎	○
81	市役所内のあいさつ運動	市役所のサービスの基本である職員の接遇を中心とした質の向上を図るため、職場内のあいさつ運動に努めます。	全 課	◎	
82	企業によるあいさつ・声かけ運動	市内事業所等へ、あいさつ・声かけ運動を通して子ども達の安全を守るため、登校する児童・生徒への声かけ防犯活動及び子ども110番の家の看板を掲げ、セーフティステーションとしての活動を呼びかけます。	学校教育課 商工観光課	◎ ◎	○ ○



### ③ 外国人が暮らしやすい環境づくり

在住外国人との積極的な交流を図り、気軽に相談・支援を行える体制を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
68 (再掲)	外国人への 情報提供の充実	市内の外国人が地域の一員として生活しやすいよう、相談等窓口を充実させ、日常生活支援や外国人向けの情報を提供します。	関係各課	○	
83	国際理解教育 の推進	各小・中学校においてアシスタント・ランゲージ・ティーチャー(ALT)による国際理解教育の一層の推進に努めます。	学校教育課	◎	
6 (再掲)	外国人の人権 尊重に関する 意識啓発・情 報提供	外国人の人権に関する意識啓発や情報提供の充実に努めます。	市民課	○	



## 施策③ あらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備

### 施策の目的

人権を尊重する意識、暴力を許さない意識の浸透を図り、男女の人間としての尊厳を損なう暴力を起こさせないよう、意識の啓発を行うとともに、暴力の被害者に対して、関係機関との連携を図りながら、被害者の状況に応じた総合的な取り組みを進めます。

### 現況と課題

本来男女は平等であり基本的人権は守られなければなりません。しかし、現実には、身体的、性的、心理的など様々な形で女性に対する暴力が存在し、基本的人権や自由が侵害されています。

平成17年度に実施した「市民意識調査」によると、夫婦や恋人などの親しい間での暴力については、80%の人がしたことも、されたこともないと答えています。命の危険を感じるほどの暴力や医師の治療が必要となるほどの暴力を4%近くの女性が受けている結果となっています。また、暴力を受けた経験をした5割以上の女性が我慢しており、家族や友人に相談した人は30%ほどで、民間や専門機関に相談した人に関しては、7%にも満たない結果となっています。

女性に対する暴力は家庭内の問題であると思われがちですが、男女の固定的な性別役割分担、経済力の格差、上下関係など、その背景には社会的、構造的な問題であるという認識を広めることが大切です。

また、家庭内における児童及び高齢者虐待についても、未然防止と早期救済を図ることが重要であり、あらゆる機会を通じて、虐待防止に関する幅広い普及、啓発活動を推進するとともに関係機関との連携強化を図り、立場の弱い人々の人権が尊重される社会環境を生み出す必要があります。

### 施策の体系

#### 施策

あらゆる暴力の  
根絶に向けた  
環境の整備

#### 基本事業

- ① 女性に対する暴力の根絶
- ② 家庭内等における虐待防止対策の推進

## 基本事業

## ① 女性に対する暴力の根絶

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により規定された国の基本方針・県の基本計画などに基づき、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援にあたるとともに、暴力根絶に向けた教育・啓発を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
84	意識啓発の充実	どのような暴力でも犯罪であるとの意識が浸透するよう、より一層の教育・啓発活動を行います。また、親密な関係になった若者間の暴力(デートDV)に対しても理解を深めてもらうため、意識啓発に努めます。	企 画 課 学校教育課 生涯学習課 こども課	◎ ◎ ○ ○	
85	思春期教育の充実	小・中学生を対象とし、健全な父性、母性の育成支援及び感性豊かな人間形成を図ります。	健康増進課	◎	
86	広域的体制の整備	ドメスティック・バイオレンス被害者をより安全に保護するため、広域的に対応できるような体制整備に取り組みます。	こども課 企 画 課 社会福祉課 市 民 課	◎ ◎ ◎ ◎	
87	市職員への研修の充実	行政の遂行上適切な対応ができるよう、職員への理解の浸透に努めます。	総 務 課 こども課 企 画 課	◎ ◎ ◎	
88	女性に対する暴力をなくす運動期間の周知	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせての啓発活動を行います。	企 画 課 こども課	◎ ◎	○



## ② 家庭内等における虐待防止対策の推進

虐待の問題を家族単位で捉えて相談・支援を行い、虐待を受けている子どもや高齢者への支援だけでなく、虐待をさせないための家族への支援とサポートを充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
89	民生・児童委員への協力依頼	虐待に気づいた民生・児童委員は、関係機関(市・配偶者暴力相談センター・警察等)へ通報するよう協力を依頼します。また市と委員との連絡を密に取り合います。	社会福祉課 こども課	◎ ◎	
90	児童虐待防止に向けた対策の推進	虐待の問題を家族単位で捉え、相談・支援を行い、虐待を受けている子どもへの支援だけでなく、虐待させないための親への支援とサポートを充実させ、特に親と子の心のケアに関する事業を推進します。	こども課 健康増進課 学校教育課	◎ ◎ ◎	
91	児童虐待の早期発見と予防体制の整備	健康相談、検診や訪問指導等の機会に児童虐待の早期発見、防止に努め、地域の実情に応じた予防体制の整備を行います。	こども課 健康増進課 市民病院	◎ ◎ ◎	○ ○
92	「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動の支援	子どもが被害にあう又はあう恐れがある場合における一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども110番の家」等に対して、保護の要領、警察への通報等に関するマニュアルの配布、講習会の実施、地域安全情報の提供等の支援を促進します。	総務課 学校教育課	◎ ◎	○ ○
93	幼稚園・保育園・学校における虐待防止対策の推進	幼稚園・保育園・学校生活での子どもの様子を観察し、虐待の早期発見に努めるとともに、家庭訪問等を実施し、虐待防止に努めます。また、保護者会や個人面談等で家庭における子どもの教育に関しての支援及び指導を行います。	学校教育課 こども課	◎ ◎	
94	医療機関等への協力依頼	市内の病院、医院、歯科医院の医療従事者に対し児童虐待等の疑いのある件に関し、早期の通報体制が整えられるよう、関係機関との連携の協力を依頼します。	健康増進課 市民病院 こども課	◎ ◎ ◎	○ ○

95	虐待・ドメスティック・バイオレンスに関する研修への参加	児童虐待やドメスティック・バイオレンス防止に関する研修に積極的に参加し、適切な対応方法や判断能力を身につけます。また他課や他機関との連携を図ります。	こども課 健康増進課 市民課 総合窓口課 国保年金課 税務課 企画課 学校教育課 市民病院	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	○
96	図書購入事業	様々な虐待・暴力に関する図書、雑誌、視聴覚資料等を広く収集し、提供します。	図書館	◎	



## 施策④ 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

### 施策の目的

高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加ができるよう、男女共同参画の視点に立った、学習の機会や交流の場の提供等の機会づくりに努めます。

### 現況と課題

小城市の高齢化率は、平成17年国勢調査第1次基本集計結果によると21.0%で全国平均の20.1%に比べると若干高い状況ですが、佐賀県平均の22.6%に比べると低い状況です。市内での65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は、男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の3分の2は女性です。また、高齢化の進行とともに、介護を要する高齢者も増加しており、平成12年度の介護保険制度の開始時点での要介護認定者1,082人に対し、平成16年9月では1,526人で増加率は41%と介護保険制度の開始以降、一貫して増加し続けています。

そのようななか、平成17年度に実施した「市民意識調査」によると、約70%の家族が介護を行っており、主に介護を行っているのは「妻あるいは母」と回答した人が33.2%と女性による介護が多い結果となっています。

このように介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは、男女共同参画の問題を解決していくことにもつながります。

そのため、高齢者が主体となった真の自立支援を目的としたサービスの計画や、介護予防への取り組み、家族、近隣、地域と共に生きるという連帯の意識を育て、お互いに思いやる地域社会を推進していくことが求められています。

### 施策の体系

#### 施策

高齢者等が  
安心して暮らせる  
条件の整備

#### 基本事業

- ① 高齢者・障害者等も地域の大切な一員として暮らせる生きがい対策・社会参加の促進
- ② 要介護状態にならないための介護予防

## 基本事業

## ① 高齢者・障害者等も地域の大切な一員として暮らせる生きがい対策・社会参加の促進

高齢期の男女が自立して社会参加できるよう、学習や趣味、スポーツ、レクリエーション活動等を通じて、地域社会への積極的な参加を促進する生きがいや安心して暮らせるための事業を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
97	社会保障制度の周知	関係機関と連携しながら、高齢者などが安定した生活を送れるように、国民年金制度など、社会保障制度の周知や年金相談を実施します。	国保年金課	◎	
98	高齢期の男女の社会参画の促進	老人クラブ活動支援事業、生涯学習・生涯スポーツの推進、シルバー人材支援事業、高齢者ふれあいサロン事業を実施します。	高齢障害福祉課 健康増進課 生涯学習課	◎ ◎ ◎	○ ○
99	世代間・地域間交流による体験学習の実施	高齢者生きがいづくり講座、健やか長寿祭を実施します。また保育園地域活動の中で、世代間交流・異年齢間交流を実施します。	高齢障害福祉課 こども課	◎ ○	○
100	障害者(児)の自立支援と社会参加の促進	障害者(児)が地域の中で、地域構成員の一員として社会参加できる環境づくりを促進します。	高齢障害福祉課	◎	○
101	外出支援の環境づくりの充実	福祉バス、循環バス、コミュニティタクシー等により、高齢者や交通弱者に対し、通院、買い物等の外出支援の環境づくりの充実を図ります。	社会福祉課 高齢障害福祉課 企画課	◎ ◎ ◎	
102	男性向け講座の充実	男性のための料理教室開催のほか、男性向け講座の充実を図り、男性の生活面での自立を支援します。男性の積極的参加を促すため、開催場所の拡充についても検討します。	健康増進課 生涯学習課	◎ ○	○
103	見やすいホームページの作成	高齢者や障害者に配慮した、見やすく、使いやすい小城市のホームページとなるよう努めます。	秘書広報課 情報政策課	◎ ◎	

104	シルバー人材事業センター事業の促進	高齢者が長年にわたって培ってきた知識・経験等を活用し、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいの充実を図る事業を支援します。	高齢障害福祉課	◎	
105	成年後見制度利用支援事業	市長申立てに係る低所得の高齢者・障害者等に対して、成年後見制度の申立て等に要する経費について助成を行います。	高齢障害福祉課	◎	

## ② 要介護状態にならないための介護予防

地域の高齢者やその家族等に対して、寝たきり予防など高齢者の生きがいづくりについての積極的な普及啓発を行い、介護予防・生活支援対策を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
106	健康づくりの推進	自らの健康管理に役立つように各種健康教室を実施します。	健康増進課 国保年金課	◎ ◎	○ ○
107	高齢者の介護予防の促進	配食サービス事業、軽度生活援助事業、生きがい対応型デイサービス、高齢者ふれあいサロン事業、訪問指導事業を実施します。	高齢障害福祉課 健康増進課	◎ ◎	○
108	生活環境の整備	農業集落排水事業・下水道事業など生活雑排水などを処理する施設を整備し生活環境の改善を図ります。	下 水 道 課	◎	
101 (再掲)	外出支援の環境づくりの充実	福祉バス、循環バス、コミュニティタクシー等により、高齢者や交通弱者に対し、通院、買い物等の外出支援の環境づくりの充実を図ります。	社会福祉課 高齢障害福祉課 企 画 課	◎ ◎ ◎	





## 施策⑤ 生涯を通じた健康づくりの支援

### 施策の目的

男女が互いの性を理解・尊重し合い、対等な関係によって女性はその健康状態に応じて的確に自己管理できるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、性に関し互いの理解を得るための啓発に努めます。

また、すべての人の生涯を通じた健康を保持・増進していくため、正しい情報の提供や健康診査体制の強化及び健康づくりに向けたさまざまな支援を進めます。

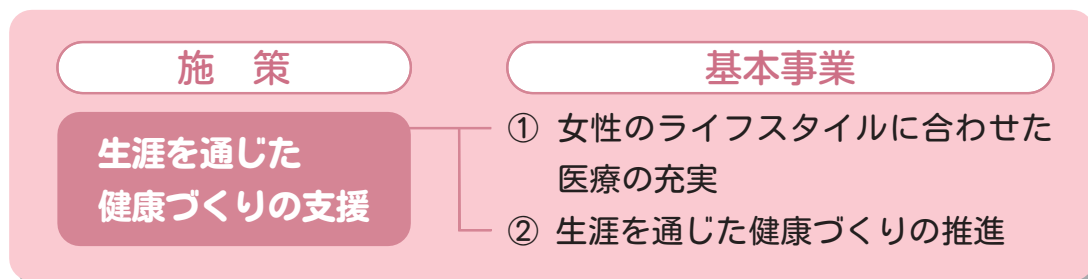
### 現況と課題

男女がお互いの身体の特徴について理解に努め、思いやりを持ち、生涯を通じていたわりあって生きていくことが重要です。特に女性は、妊娠、出産などに関し、男性とは異なる身体的な特徴があり、そのための配慮が必要です。平成17年度に実施した「市民意識調査」によると、病院に女性専門外来の設置を求める声が20代の男女で多くなっています。

妊娠や出産などについて、互いに尊重し合いながら、相手の理解と協力の下にその意思が尊重されることが、生涯を通じて健康的な生活を送る上でも大切なことです。

ライフスタイルに応じて、あらゆる場で健康づくりを実践していくことが重要です。

### 施策の体系

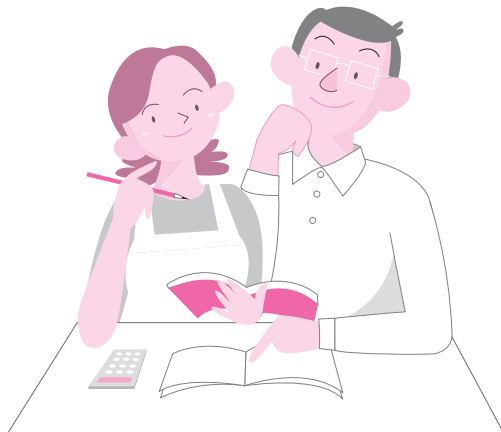


**基本事業**

**① 女性のライフスタイルに合わせた医療の充実**

女性が安心して受診できる女性専門外来、性差医療の環境づくりの検討や、周産期、思春期の人工中絶や性感染症、薬物乱用の増加等について、改善に向けた取り組みに努めます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
109	女性専門外来等の環境づくり	女性専用病棟は設置しており、外来についても、女性医師を確保して女性専門外来の開設を目指します。	市民病院	○	
110	周産期医療体制の連携	妊娠・出産に関する支援や、周産期医療体制について、近隣市町、県との連携を図ります。	健康増進課 市民病院	◎ ◎	
111	職場での母性保護についての啓発	働きながら妊娠や出産を迎える女性のために、事業者に対し母性保護のための啓発を行います。	商工観光課	◎	
112	エイズ/HIV、性感染症の予防等に関する教育の推進	エイズに対する偏見をなくし、正しい認識を養うよう普及啓発に努めます。また、性感染症の防止対策や麻薬・覚せい剤の害悪についても正しい知識の普及を図ります。	学校教育課 健康増進課	◎ ◎	
113	母子保健の推進	母親及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠・出産・育児に関して、検診事業、保健指導事業等を推進します。	健康増進課	◎	
114	女性の健康管理の推進	女性特有の思春期・更年期における健康管理についての啓発のための講習会を開催します。	健康増進課	◎	



## ② 生涯を通じた健康づくりの推進

思春期、妊娠・出産期、子育て期、更年期、高齢期といった女性のライフステージを通じ、主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援するため、健康福祉センター等の事業を充実します。また近隣市町と連携を図り、休日・夜間の医療の充実を図ります。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
115	思春期の保健指導の推進	家庭や学校・地域ぐるみで命の大切さについて考える機会を持ち、豊かな母性・父性をはぐくむために関係機関と連携を図る体制づくりを推進します。	学校教育課 健康増進課	◎ ◎	
116	精神保健相談の実施	ストレスやうつ病などの相談を気軽に受けられる体制づくりに努めます。	健康増進課	◎	
117	各種健康診査・検診の実施	市民が健康診断を受けやすいように体制を整備（土日、夜間検診等）し、検診を実施します。	健康増進課	◎	
118	健康教室及び健康相談の実施	ライフステージに応じた健康教室の開催及び健康相談を実施します。	健康増進課	◎	
119	スポーツを通じての健康増進の推進	体育指導員や体育協会などと連携して市民の健康づくり・体力づくりのため、手軽にできる各種スポーツ大会、スポーツ教室などを開催します。	生涯学習課	◎	○
120	学校体育施設関連事業	身近なスポーツ、レクリエーション活動の場として学校の体育施設を市民に開放します。	学校教育課	◎	
121	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の普及	リプロダクティブ・ヘルスに関する正しい知識を広く社会に普及するため、市民に情報を提供し、意識の浸透を図るとともに、専門家などとの連携・協力により、若い年齢層に対して母体保護に必要な知識の普及・啓発を図ります。	健康増進課 企画課 市民病院	◎ ○ ○	○
122	小児救急医療支援事業	佐賀市休日夜間子ども診療所、佐賀市休日歯科診療所の運営支援を連携して行います。	健康増進課 市民病院	◎ ◎	○ ○
123	救急医療体制の整備	救急医療情報システム運営や多久・小城地区医師会への在宅当番医運営及び病院群輪番制病院運営支援を連携して行います。	健康増進課 市民病院	◎ ◎	○ ○

## 施策⑥ 男性にとっての男女共同参画

### 施策の目的

男性にとっての男女共同参画社会形成の意義について理解を深め、男性の心身の健康にも配慮しながら地域・家庭においてもいきいきと活動し、喜びを感じられるよう、ワーク・ライフ・バランスのとれた地域や家庭での男性の居場所づくりを重視した活動機会の確保や広報・啓発活動を推進します。

### 現況と課題

平成17年度に実施した「市民意識調査」において、家庭生活における男女平等意識をみると、全体では男性が優遇されていると答えた人が6割をこえていましたが、男女別では女性の不平等感が10%以上上回っており、40代50代では男女とも不平等感が高くなっています。家事（育児・介護）にかかわる時間については、30代40代の女性で飛躍的に伸びますが、男性は、若干増える程度でした。また、地域・社会活動の参加状況では、地区の役員として地域活動に参加しているのは、男性が女性の約2倍となっていました。

男性も従来の職場中心のライフスタイルから、職場・家庭・地域とバランスのとれたライフスタイルに転換できるようにすること、また、地域の役員においても女性を積極的に役員として登用し、活動の幅を広げることが大切です。

### 施策の体系

#### 施策

男性にとっての  
男女共同参画

#### 基本事業

- ① 男性の理解の促進
- ② 家庭、地域における男性の居場所づくり

## 基本事業

## ① 男性の理解の促進

「男は仕事、女は家庭」といった固定観念にとらわれず、誰もが多様な生き方の選択が可能となるよう、男女共同参画とワーク・ライフ・バランスに関する男性向け啓発を推進します。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
124	男女共同参画に関するワーク・ライフ・バランスの啓発	女性だけでなく、男性にとっても男女共同参画社会の形成の意義と責任について理解してもらおう講座やワーク・ライフ・バランスなどの啓発活動を行います。	企 画 課	○	○
125	労働時間短縮の促進	職場・家庭・地域のバランスのとれた生活を確保できるように、労働時間短縮等の必要性について啓発を進めます。	商工観光課	◎	

## ② 家庭、地域における男性の居場所づくり

地域で暮らす男性一人ひとりが、地域社会の担い手として、より積極的に活動できるよう、活動機会の確保や情報の提供を促進させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
102 (再掲)	男性向け講座の充実	男性のための料理教室開催のほか、男性向け講座の充実を図り、生活面での自立を支援します。男性の積極的参加を促すため、開催場所の拡充についても検討します。	健康増進課 生涯学習課	◎ ○	○
126	男性の地域活動への参加促進	男性が地域活動に参画するきっかけとなるよう、学習の機会や情報を提供し、地域、文化、スポーツ活動等への参画を促進します。	企 画 課 生涯学習課 健康増進課	○ ○ ◎	○
127	ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	市民だれもが気軽にボランティア活動に参加できるよう、各種養成講座を開催し、情報提供や活動のアドバイスのできるリーダーの養成、活動の連絡調整、活動の企画等を行う適切なコーディネーターの養成を行います。また生涯学習ボランティアについても養成を行います。	社会福祉課 生涯学習課 関係各課	○ ○ ○	○

## 施策⑦ 団塊世代の地域活動等への支援

### 施策の目的

団塊世代の人々が、定年退職後も生きがいをもって、いきいきと暮らせるように、家庭や地域でのコミュニケーション、地域活動への参画と協働などについての理解を深めるための啓発に努めます。また、男女を問わず、団塊世代が家庭や地域での生活に円滑に参画できるよう支援を行います。

### 現況と課題

2007年問題と言われている「団塊の世代」の退職者の急増や、そのことによる技能継承の不安といった問題など、今後社会・経済や雇用の面で大きな影響があるとされています。

一方、団塊の世代の多くの人達が、退職により、大部分の時間を地域社会で過ごすこととなり今後のまちづくりや地域づくりにとっても大きな影響を与えるものと考えられ、「団塊の世代」の家庭・地域活動への参画が期待されています。

そのため、仕事中心に生きてきた団塊世代の男性が定年後もいきいきと暮らせるように、男性の置かれている状況、家庭・地域での人間関係を円滑にするコミュニケーション、地域活動への参画と協働などについての理解を深めてもらい、退職後を見据えた男性のセカンドライフを支援する必要があります。また、団塊世代の女性たちの結婚年齢は男性より若く、平均寿命も女性のほうが長い状況にあり、さらに、子どもとは同居しないというライフスタイルが選択されることが考えられることから、高齢女性の一人暮らしが多数出てくることも予想され、団塊世代の女性の高齢化に備えた学習や活動の機会、情報を充実させていくことが必要です。

### 施策の体系

施策

基本事業

団塊世代の  
地域活動等への支援

① 団塊世代のセカンドライフ支援

## 基本事業

## ① 団塊世代のセカンドライフ支援

男女がともに参画するまちづくりを推進するために、今までの仕事中心の考え方を、お互いの人権の尊重と共同意識の啓発を図りながら、父親と母親、あるいは親と子どもなど世代間の関係や、近隣の家庭とのコミュニケーションの促進を図るなど、地域に根ざした、団塊世代のセカンドライフを目指します。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
128	男女共同参画に関する法律や制度理解のための講座の開設	男女共同参画に関する法律や制度を正しく理解するための講座を開設します。	企 画 課	○	○
129	ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供	ボランティア活動など、市民活動の促進に関する情報提供に努めます。	企 画 課 社会福祉課 関係各課	◎ ○ ○	
127 (再掲)	ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	市民だれもが気軽にボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会を核として各種養成講座を開催するとともに、情報提供や活動のアドバイスのできるリーダーの養成、ボランティア活動の連絡調整、活動の企画等を行う適切なコーディネーターの養成を図ります。あわせて生涯学習ボランティアについても養成を図ります。	社会福祉課 生涯学習課 関係各課	○ ○ ○	○
130	協働のまちづくり支援事業	市民が行う、地域活性化及びコミュニティを推進する事業及び人材育成事業を支援します。	企 画 課	◎	
131	リーダー養成事業	子ども会連絡会等と連携して青少年の健全な諸活動を促進するためのリーダーの養成に努めます。	生涯学習課	○	○
132	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を図るため、社会教育関係団体との連携を支援します。	生涯学習課	◎	○
133	スポーツボランティア登録派遣事業	スポーツに関するボランティア活動の場の提供など、スポーツリーダーバンク制度を充実させ、市民主体のスポーツ活動を支援します。	生涯学習課	○	○
134	サークルの育成・活用事業	地域の触れ合いと生きがいの創出のため、公民館サークル活動の学習成果等の地域への還元を行います。	生涯学習課	○	○

## 施策⑧ 男女共同参画の視点での安全・安心のまちづくりの推進

### 施策の目的

本格的な少子・高齢社会の到来に向け、誰もが安全・安心に暮らしていけるよう、地域コミュニティにおける防災活動や災害復興には、男女共同参画の視点が大変重要であることから男女の参画や災害、防災に関する知識の修得のための意識啓発を進めます。また、固定的な性別役割分担意識の見直しに努め、安全・安心なまちづくりのあらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が対等に参画できるよう、地域における男女共同参画を推進します。

### 現況と課題

小城市では、様々な団体がまちづくりに携わっていますが、女性の活躍が目立ちます。しかしトップに立っている人はほとんどが男性です。

小城市になって初めて女性消防団員が誕生していますが、台風・水害等時に自主的に避難する人は、高齢者や女性が多い状況です。また、高齢者が被害者・加害者になる交通事故も多く発生しています。しかし、これまで防災に関する女性の意見を取り上げる機会が少なかったため男女のニーズの違いの把握が必要です。

環境問題に関しては、農協・漁協・婦人会など女性が中心に取り組んできましたが、これからは地域の男女を問わず市民全体での取り組みに広げていく必要があります。

さらに今後のまちづくりにおいては、年齢や障害の有無、性別等、人々がそれぞれ持つ違いをこえて、全ての人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりが必要です。

### 施策の体系

#### 施策

男女共同参画の  
視点での安全・安心の  
まちづくりの推進

#### 基本事業

- ① 男女のニーズの違いを考慮した防災体制の整備
- ② すべての人が住みやすいユニバーサルデザインによるまちづくりの推進



## 基本事業

## ① 男女のニーズの違いを考慮した防災体制の整備

被災時には、増大した家族的責任が女性に集中することや、男女のニーズの違いがあるなどの問題があるため、男女のニーズの違いを把握するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備します。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
135	消防団の充実	女性の視点を取り入れた消防活動の充実を図ります。	総 務 課	◎	○
136	避難所の整備	災害時に援護を要する者にもやさしい避難所となるよう人・物の整備を行います。	総 務 課	◎	○
137	地域における防災活動の充実	市民が災害や防災について意識し、被害を少しでも軽減できるように、男女の参画による自主防災組織の結成を図ります。	総 務 課	○	○

## ② すべての人が住みやすいユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

男女を問わず、乳幼児から高齢者まで、誰にでも利用しやすい道路、公園、住宅等の整備を目指します。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
138	公共施設の表示板（外国語等）の充実	外国人市民が利用しやすくなるように、公共施設の新規の表示板に外国語標記を推進します。	財 政 課 関 係 各 課	○ ○	
139	公共施設のユニバーサルデザイン化	公共施設が、誰にでもやさしい施設となるよう努めます。	財 政 課 建 設 課 関 係 各 課	◎ ◎ ○	
140	安心して遊べる公園の確保	公園遊具の安全点検を進め、安全で安心して遊べる公園を確保します。	まちづくり 推 進 課 商工観光課	◎ ◎	
141	通学路の整備促進	通学路の安全確保のために、市道の歩道設置を促進します。	建 設 課 まちづくり 推 進 課	◎ ◎	
142	市営住宅火災報知機設置	市営住宅に火災報知機を設置し、市民の安全・安心を確保します。	建 設 課	◎	

## 施策⑨ 男女が共に働く環境整備の促進

### 施策の目的

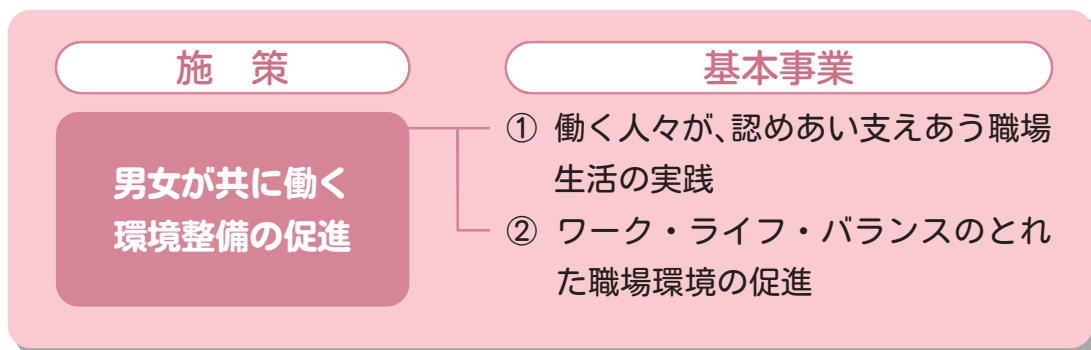
男女が家族の一員として、その責任を果たしながら仕事を継続することができるよう、多様でかつ柔軟な働き方を可能とし、互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして気持ち良く働くことができる、ワーク・ライフ・バランスがとれた職場の環境整備の促進と、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。

### 現況と課題

小城市においては、子どもをもつ核家族は増加しており、また他市町からの転入者も多く、平成17年度に実施した次世代育成支援地域行動計画の意識調査でも、未就学児の親たちは、半数以上が保育所等のサービスを望んでおり、小学生の親たちも放課後児童クラブのサービスの充実を2割近くが望んでいます。男女共同参画の市民意識調査でも、今後小城市が力を入れていくことについて、「保育・介護サービスの充実や育児・介護休暇制度などの普及など男女が共に働き続けるための条件整備を整える」が、最も多く求められています。

経済社会環境が変化する中で、男性も女性も生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるよう、家庭内の責任と仕事との両立を図りつつ、その能力や経験を生かすことができる環境づくりが求められています。

### 施策の体系



## 基本事業

## ① 働く人々が、認めあい支えあう職場生活の実践

職場のあらゆる場面において、性別により差別されることなく、男女の能力が十分に発揮でき、お互いに支えあいながら家族的責任を果たせる職場環境の促進を図ります。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
143	施工能力 等級評定の充実	施工能力等級評定に当たり、技術等評価点数に男女共同参画制度の措置状況による加算又は減点を行う県の評価を準用し、企業における男女共同参画の促進を図ります。	財 政 課 建 設 課	◎ ◎	
47 (再掲)	雇用の分野の 法律や制度に 関する情報提供	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、最低賃金法、労働基準法、労働者派遣法等の周知を推進します。	商工観光課 企 画 課	◎ ◎	○
144	IT講習事業	パソコンの初級者を対象に基礎技術を取得するIT講習会を開催します。	生涯学習課	◎	○
145	女性の 職域拡大に ついての啓発	情報誌、啓発冊子の発行を通して、女性の職域拡大について啓発を行うとともに、再就職支援セミナーを実施します。	商工観光課	○	
146	事業主への啓発	事業主が、男女間の格差を改善するための積極的改善措置に取り組むために必要な情報の提供に努めます。	商工観光課 企 画 課	◎ ◎	○



## ② ワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境の促進

個々のライフスタイルに応じた多様な労働形態を選択し、職業生活を送れるような職場環境の整備促進・啓発を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
147	地域情報通信基盤整備事業	誰もがインターネットを利用できるよう、ブロードバンド環境の整った地域の拡大を図ります。	情報政策課	○	
148	家庭生活、地域生活、ボランティア活動等と仕事を両立するための労働環境整備の啓発	誰もが気軽に、子育てやボランティア活動に参加できるよう、事業所等に情報提供し、啓発推進に努めます。	企 画 課 商工観光課	○ ○	○
47 (再掲)	雇用の分野の法律や制度に関する情報提供	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、最低賃金法、労働基準法、労働者派遣法等の周知を推進します。	商工観光課	◎	
149	労働時間短縮の促進	事業者に対し、労働時間短縮促進法に基づく労働時間短縮やフレックスタイム制の導入が図られるよう普及・啓発に努めます。	商工観光課	◎	



## 施策⑩ 家族経営的な職業における男女共同参画の確立

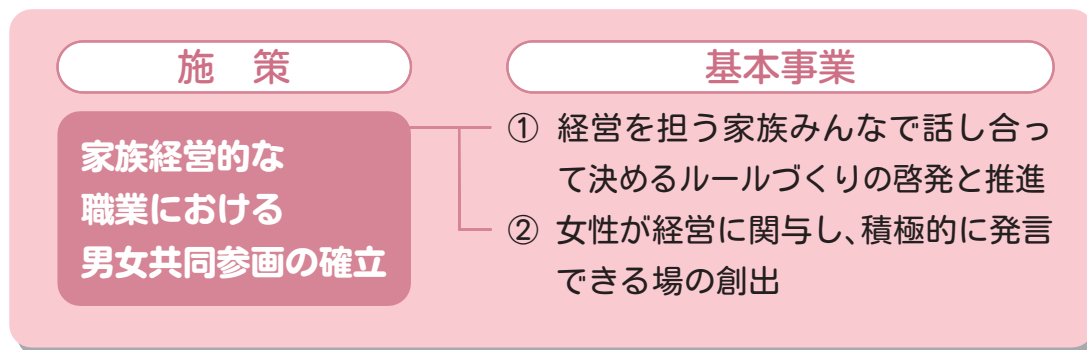
### 施策の目的

農林業・漁業・商工業といった家族経営的な職業において、男女が対等なパートナーとして経営に参画し、個人の労働の適正な評価を促すとともに、女性自身の職業意識の啓発と職業能力の向上に努めるなど、経営に参画する機会を確保するための環境整備を推進します。

### 現況と課題

小城市の農林業、漁業や商工業といった家族経営的な職業において、女性は重要な役割を果たしています。しかし、地域の慣習の中には、男女の固定的な性別役割分業に基づく意識が比較的多く現存しています。一方このような状況下でも、地域社会の維持・活性化を目指して地域グループを結成し、様々な活動を展開している女性もいます。今後はこれらの活動を単に女性活動とせず、地域経済の中心的な活動に拡大していくことが大切です。

### 施策の体系



**基本事業**

**① 経営を担う家族みんなで話し合っで決めるルールづくりの啓発と推進**

農業、漁業、商工業等の自営業に従事する女性の経営能力や技術の向上のための研修と啓発を推進するとともに、男女が対等なパートナーとして経営に参画するなど、話し合いを行うためのルールづくりの啓発と推進を図ります。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
150	農家生活指導士による活動	農家生活指導士による農村生活向上のための情報収集や実践活動を、より一層充実させ促進することにより、農村女性の自主的活動意欲を喚起します。	農業委員会	◎	○
151	家族経営協定の普及促進	家族経営協定の締結促進に向けて周知を図ります。	農業委員会	◎	○
152	商工会等活動の推進	商工会等女性会員の資質向上を図るための各種研修会を開催します。	商工観光課	◎	
153	農業・漁業女性リーダー育成事業	意欲ある農家・漁家や地域リーダーの育成及び男女共同参画の推進を促すため、研修事業を行います。	農林水産課	○	○
154	女性農業者・自営業者への支援	女性自らの意思により、経営方針決定の場に参画できる技術・能力の向上に対して支援します。	農業委員会 商工観光課	◎ ◎	○



## ② 女性が経営に関与し、積極的に発言できる場の創出

経営能力を向上させ、地域リーダーと育つよう研修等の情報を収集・提供し、女性が経営に関与し、積極的に発言できる環境を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
155	農地直送販売所などで働く女性グループへの支援	農地直送販売所などで働く女性グループの活動に対し助成を行います。	農林水産課	◎	○
156	女性のエンパワーメントを目的とした学習の充実	女性が自らの力を発揮するための学習を充実させ、情報を発信します。	企 画 課 商工観光課 生涯学習課	○ ◎ ◎	
157	農業・農村体験学習の推進	学校との連携により、総合学習の時間等を活用し、農業グループと協働で農業・農村体験学習を推進します。	学校教育課 農林水産課	◎ ◎	○
158	起業家支援事業の実施	新しい事業や起業を考えている人等を対象に、起業に関するセミナーを実施するとともに、起業後のフォローも行います。	商工観光課	◎	
159	技術支援事業	県などが実施する経営のための研修等の情報提供を行います。	農林水産課 商工観光課	◎ ◎	○
160	女性活動支援事業	女性グループ活動等の取り組みを促進します。	農林水産課 商工観光課	◎ ◎	○
161	地域リーダー研修	区長、公民分館長等地域の中核的指導者のための講座等を通じ、地域リーダーの意識啓発に努めます。	総 務 課 生涯学習課	○ ○	○ ○

## 施策⑪ 相談体制の充実と支援

### 施策の目的

職場や家庭、地域等において生じる人権に関わる様々な問題について、悩みを抱えている人が個人的な問題とせず気軽に相談できるよう、情報の提供や相談窓口の充実を図るとともに、ドメスティック・バイオレンス等あらゆる暴力の防止と人権意識の啓発に努めます。また、被害者に対しては、関係機関との情報交換を密にすることにより連携を強化するなど相談体制を充実します。

### 現況と課題

小城市においては、人権相談をはじめ様々な相談を受け付けていますが、市民に広く周知されている状況ではありません。

平成17年度に実施した「市民意識調査」において、暴力を受けたとき相談しなかった理由を全体で見ると、「相談するほどのことではないと思ったから」が37.5%と最も多かったのですが、「相談しても無駄だと思った」23.3%、「どこに相談してよいかわからなかった」3.3%、「相談担当者の言動により、不快な思いをすと思った」2.5%という結果も出ています。

このようなことから、相談体制の見直しや担当者の資質向上を図り、関係機関と緊密な連携をとりながら、幅広い情報提供や問題解決に向けた支援のための制度等の周知を広め、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進める必要があります。

### 施策の体系





## 基本事業

## ① 相談体制の充実、周知

子どもから大人まで、人権を尊重する取り組みを推進し、人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画、子育て、虐待、DVなどの悩みや問題の発生に対する相談体制を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協働
162	児童相談等の充実	家庭相談員・教育相談員の配置など児童・生徒の学習・交友関係・進路などに関する悩み、親の子育てや家庭教育に関する悩み等を解消するための相談を実施します。	学校教育課 こども課	◎ ◎	
45 (再掲)	佐賀県男女共同参画推進員との連携	佐賀県が設置する男女共同参画推進員と連携を図り、事業所等への広報・啓発活動を行います。	企 画 課	◎	○
163	人権擁護委員との連携	人権擁護委員との連携を図り、相談体制を充実させます。	市 民 課	◎	
164	男女間における暴力に関する相談体制の整備	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等に関し、女性の人権尊重を第一に考えた相談体制を充実させます。	こども課 企 画 課 社会福祉課 市 民 課	◎ ◎ ◎ ◎	
165	相談窓口等の周知	各相談窓口の市民への周知を徹底します。	関 係 各 課	◎	
69 (再掲)	民生・児童委員活動の推進	担当地域内の児童・生徒の生活環境を掌握し、身近な相談者として活動してもらうための支援を行います。	社会福祉課	◎	
166	高齢者総合相談事業、障害者相談支援事業、障害者相談員活動事業	地域における様々な関係者とのネットワーク構築、ネットワークを通じた高齢者・障害者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援、特に権利擁護の観点からの対応が必要な人への支援を行います。	高齢障害福祉課	◎	○
167	労働相談の広報	県が行う中小企業労働相談所及び巡回労働相談所の広報を行います。	商工観光課	◎	
168	パート・高齢者相談の充実	女性や高齢者等の求職に対し、ハローワーク等との連携を図りながら、就業機会の拡大に努めます。	商工観光課	◎	
169	相談業務に携わる市職員研修の実施	迅速な問題解決に向けて、質の高い相談や情報を提供できるよう、相談業務に携わる市職員研修を実施します。	総 務 課	○	